

令和 3 年 度

国の施策及び予算に関する提案・要望

令和 2 年 1 1 月

関 東 地 方 知 事 会

令和2年10月21日に関東地方知事会において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和2年11月

関東地方知事会

会 長	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	茨 城 県 知 事	大 井 川 和 彦
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	山 本 一 太
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	山 梨 県 知 事	長 崎 幸 太 郎
	静 岡 県 知 事	川 勝 平 太
	長 野 県 知 事	阿 部 守 一

目 次

1	地方分権改革の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 1
	【新型コロナウイルス感染症対策関連提案】	
2-1	新型コロナウイルス感染症対策の実効性を確保するための法的措置と確実な財政支援について	・ ・ ・ ・ ・ 19
2-2	新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域経済再生・活性化への支援について	・ ・ ・ ・ ・ 22
2-3	雇用調整助成金及びテレワーク導入支援の柔軟な見直しについて	・ ・ ・ ・ ・ 24
2-4	医療機関の経営悪化に対する支援について	・ ・ ・ ・ ・ 26
2-5	感染症対策専門人材の養成・確保について	・ ・ ・ ・ ・ 28
2-6	ウィズコロナ、ポストコロナ時代における新しい働き方の定着について	・ ・ ・ ・ ・ 30
2-7	防災・防疫対策等の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 32
	【その他の提案】	
3	医師確保対策について	・ ・ ・ ・ ・ 44
4	プラスチックごみ削減について	・ ・ ・ ・ ・ 47
5	重度障害者を受け入れるグループホームの整備推進及び職員配置加算の充実について	・ ・ ・ ・ ・ 49
6	産業廃棄物の不適正保管と土砂等の不適正な埋立てへの対応について	・ ・ ・ ・ ・ 50

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

また、我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にある。さらに、地方財政は、臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 国と地方の役割分担の適正化

現下の新型コロナウイルス感染症や相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は、適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要性がより一層高まっている。

国と地方の役割分担については、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進め、地方の自由度を高めるための不断の見直しが必要である。

特に、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、国と地方の役割分担や責任の所在をより一層明確にし、都道府県対策本部長である都道府県知事に十分な裁量を付与するとともに、施設の使用停止等の要請・指示や保健所による疫学調査などの実効性を担保する法的措置を講じること。

また、国と地方との情報共有を図るために、厚生労働省が構築した「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」について、さらに活用しやすいものとなるよう、早急に改善を進めるなど、各都道府県が新型コロナウイルス感染症対策を行うための体制を整備すること。

2 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークや中小企業

支援に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

特に、地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、求人情報の提供には一定の改善がなされたものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。

ハローワークの地方移管については、これで最終決着とせず、新たな雇用対策の仕組みの成果や課題を検証し、全面移管を実現すること。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

3 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」あるいは調査会等を設け、国会に提出される地方分権にかかわる議案については、そうした委員会等が必ず調査・審議するなど、立法プロセスに地方自治体が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを確立すること。

加えて、近年、法令上は努力義務規定や任意規定であるものの、国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件となっていて、事実上策定せざるを得ない計画が増えていることから、地方自治体が既に策定している各種計画に当該法令の趣旨に沿う記載があれば新たな計画策定を不要とするなど、地方の自主的政策判断を尊重すること。

4 「提案募集方式」による改革の推進

政府は昨年の「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが約9割であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」とされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、令和2年の「提案募集方式」においては、全国から寄せられた提案総数259件のうち、約2割が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等として扱われている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。加えて、本来の提案の趣旨が税制改正を求めるものではなかったにも関わらず、要項上「国・地方の税財源配分や税制改正」に関することが提案の対象外であることを理由として、提案自体が認められないケースもあった。

については、提案募集に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地

方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、一律に具体的な支障事例を求めないことや、税財源に関することも提案の対象とすることなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」とされている提案についても政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていないものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

第10次地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、大幅な事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

5 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることは

もちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、「地方創生特区」を含む国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講ずること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、「地方公共団体のデジタル化」等を措置することとしているが、こうした取組を進めるに当たっては、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

6 「国と地方の協議の場」の実効性確保

現在、地域医療の確保や新型コロナウイルス感染症対策においては、国と地方で重ねて協議・意見交換を行っているが、こうした国・地方に共通する様々な議題に関しては、互いに協力して政策課題に対応していくことが重要である。

このように、国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

併せて、議員立法については、地方への事前情報提供制度がないことから、両院の法制局で起草される段階で地方側に情報提供し、地方から意見を提出できる仕組みを設けること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全て

を本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

7 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

II 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援

2021年度（令和3年度）においては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の著しい悪化やそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が懸念される中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策を実施する必要がある。よって、このような税収の減少や行政需要の増を地方財政計画に的確に反映し、既定の加算とは別枠での地方交付税の増額や、臨時交付金制度の継続、もしくはこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、特に、都道府県税の約3割を占める基幹税である地方消費税の減収は、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、今回の新型コロナウイルス感染

症による景気への影響が生じている間は、減収補てん債の対象に地方消費税を始めとした税目を追加するなど、対策を講じること。

2 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

3 地方創生に必要な財源の確保

地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。政府は、令和元年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定し、地方創生の動きをさらに加速させていくこととしており、地方創生のさらなる深化に向け、地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援を拡充・継続すること。

令和2年度地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き1兆円が確保され、「地方創生推進交付金」も前年度同額の1,000億円が確保されるとともに、Society5.0を推進するための支援の枠組みの新設、複数年度にわたる施設整備事業の円滑化な

どの運用の見直しが図られたところである。もとより地方創生の目的は、地域特性に応じた主体的かつ多様な事業展開を通じて地域の活力を高めていくものであり、地方自治体の創意工夫が最大限発揮されるよう、今後も交付金の運用の自由度をさらに高め、使い勝手のよいものに改善すること。また、地方創生推進交付金については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、実施計画の1年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更など、地方創生推進交付金事業の運用について、柔軟かつ弾力的に対応すること。

なお、地方創生拠点整備交付金については、令和元年度補正予算で600億円が確保され、令和2年度当初予算で30億円が確保された。しかし、当初予算分については予算額が少なく、活用の要件も厳しいことから、引き続き金額の増額や要件緩和など、更なる弾力的な取扱いを行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、引き続き要件の緩和など地方の実情を踏まえた更なる弾力的な取扱いを行うこと。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染拡大に歯止めをかけるべく取り組む地方自治体が迅速に効果的な施策を講じられるよう、国の予備費を機動的に活用した大幅な積み増しを行い、地方交付税の交付団体・不交付団体にかかわらず、必要な額を措置するとともに、基金への積立て要件の弾力化や事業期間の延長、繰越手続きの簡略化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。

加えて、新型コロナウイルスとの戦いは長期化が余儀なくされることが想定されるため、感染状況や経済状況などの地域の実情に応じて、令和3年度以降においても臨時交付金制度を継続する、もしくはこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設などにより、全ての自治体に対して確実かつ十分な規模の財政支援を措置すること。

令和2年度地方財政計画においては、新たに「地域社会再生事業費」が創設され、都道府県が実施する技術職員の充実等（市町村支

援・中長期派遣体制の強化)に係る地方財政措置等が講じられることとされたが、今後の具体的な運用に当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

特に、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な支援を講ずること。

4 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれる中、令和元年10月に消費税率の10%への引上げが行われたが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割や、地方単独事業の重要性を十分に踏まえた上で、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体において、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講ずること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納付が困難等の事情を抱える被災児童生徒に対する就学支援については、令和2年度までとされている「復興・創生期間」後においても、引き続き国の責任において十分な財源を確保すること。

なお、軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えないよう、代替税財源を確

実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、制度の安定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。その際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

なお、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担の在り方について引き続き地方と協議を行うとともに、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援については、今後も国の責任において確実にを行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能を維持することを基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

5 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

自動車税環境性能割の環境性能に応じた税率の適用区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行うことになっており、現在の適用区分は令和2年度末までとなっている。また、現行の自家用乗用車以外に係るグリーン化特例（軽課）及び全ての車両区分に係るグリーン化特例（重課）の適用期限も令和2年度末までとなっている。

さらに、令和2年度与党税制改正大綱においては、自動車関係諸税について、「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。また、環境性能割の適用区分の見直し等にあたっては、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、より低い税率を適用する対象を最新の燃費基準を達成した自動車に絞るなど、基準の切替えと重点化を行うこと。

6 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

令和元年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和2年度税制改正では、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとされたが、事業の実施及び税の徴収にあたり、その趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁

寧な説明に努めること。

また、都道府県が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないように適切に調整すること。

さらに、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された用途を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な使い道の把握に努めること。

7 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年10月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が恒久的措置として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税収格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する制度とすること。

8 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成28年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人の在り方等について検討を行う場合には、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

また、分割基準の在り方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

9 法人事業税における収入金額課税の堅持

令和2年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度について、発電事業及び小売事業全体の2割程度を見直すこととし、資本金1億円超の法人にあっては付加価値割及び資本割を、資本金1億円以下の法人にあっては所得割を組み入れることとされた。

また、令和2年度与党税制改正大綱においては、ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度について、「小売全面自由化され

2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」こととされ、収入金額課税制度の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給業やガス供給業の事業者は、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設を有するなど、多大な行政サービスを受益していること、電気供給業、ガス供給業ともに、小売全面自由化後においても競争圧力が十分に存在するとは認められないこと等を踏まえ、同制度を堅持すること。

10 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、令和2年度税制改正において、国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が行う公式練習並びに東京オリンピックを含む国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が行う当該競技及び公式練習に係る非課税措置を新たに講じた上で、現行制度が堅持された。

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その税収の7割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

11 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

12 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、相次ぐ災害への対応や防災力の強化、地方創生の推進、高齢化への対応や子ども子育て支援の充実、児童虐待防止対策などの行政需要の増加が引き続き見込まれていることから、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

令和2年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、前

年度を上回る63.4兆円を確保した。また、地方交付税を16.6兆円確保するとともに、令和元年度に引き続き、折半対象財源不足が生じないこととなり、臨時財政対策債を対前年度0.1兆円減少させるとともに、令和2年度末残高見込みを0.5兆円縮減させた。

しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され、国と地方の折半対象財源不足は解消されたが、全体としての地方の財源不足は解消されていないことから、税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、速やかに廃止すること。

また、廃止までの間には、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

13 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。また、国庫負担金に

については、法令に基づいて地方自治体が実施しなければならない事務であって、国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くこと。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体を実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

14 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

2-1 新型コロナウイルス感染症対策の実効性を確保するための法的措置と確実な財政支援について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国は緊急事態宣言を発出するとともに、事業規模117兆円規模の緊急経済対策を策定し、2度の補正予算措置により地方への財政支援を行うこととした。各自治体は、この財政支援を活用して、感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援など、積極的な施策を講じている。

しかし、感染拡大の収束には未だ至らず、感染経路の多様化や感染者の年齢層の広がりも見られるなど、予断を許さない状況が続いている。他の感染症の事例では国際機関の終息宣言までには複数年を要する事例もあるなど、新型コロナウイルスとの戦いも長期化を余儀なくされることが想定される。

このような中、感染拡大を確実に収束させ、住民の生命・健康を守り、日々の生活や企業活動を早期に平常化させるためには、医療、教育、経済など、多岐にわたる分野において、現場の最前線で対処している地方自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施していく必要があり、そうした取組を担保する法的措置や確実な財政支援が不可欠である。

関東圏をはじめとする地方が感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、地域経済はもとより日本経済を力強く再生し、「ポストコロナ」における新しい社会を構築するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正

今後、新型コロナウイルスの感染拡大が進み、施設管理者に対して施設の使用停止の要請を行う際には、当該要請の実効性を確保することが必要である。このため、要請に伴う国による経済的な支援

措置の規定や、要請に応じない施設管理者への罰則を規定するなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を速やかに講じること。

また、宿泊療養施設への入所要請については、入院勧告等と同様に、患者の人権を制限する行為であることから、法律の根拠をもって行うべきものであり、適切に療養が行われるよう制度として明確に位置付けるべきであると考えます。このため、速やかに、感染症法の改正を行い、宿泊療養施設への入所に関する規定を整備すること。

2 新型コロナウイルス対策に必要な財源の確保

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地域の実情に応じて迅速かつ効果的に感染拡大防止などの施策を講じられるよう、国の予備費を機動的に活用した大幅な積み増しを行い、地方交付税の交付団体・不交付団体にかかわらず、必要な額を措置すること。なお、交付金の配分にあたっては、感染者数をはじめとした地域の実情をより一層考慮すること。あわせて、基金への積立て要件弾力化や事業期間の延長、繰越手続きの簡略化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。また、令和3年度以降も機動的かつ実効性のある対策が講じられるよう、国と地方の協議の場での地方の意見なども十分に反映させた上で、臨時交付金の継続やこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設により、全ての自治体に対して確実かつ十分な規模の財政支援を継続すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、交付決定額が要望額を下回っている事業があることから、速やかに交付金の増額を行うこと。加えて、交付決定額の範囲内で予算の組替えや執行が行えるよう都道府県における弾力的な運用を認めること。また、今後の感染拡大の状況や医療機関の需要を踏まえ、引き続き令和3年度以降も必要な財源を確実に措置

すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困難な方を支える生活福祉資金貸付について、今後必要となる債権管理の事務費も含めて、本来の全額国負担制度を歪めることなく、国が責任を持って確実に財源措置すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険料（税）等の減免措置及び新型コロナウイルス感染症に感染した国保被保険者等に対する傷病手当金の支給に対する保険者への財政支援については、これを確実かつ十分に実施すること。また、保険者のウィズコロナ時代に対応した業務の見直しに要する費用に対する財政支援を行うこと。
- (5) ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を継続的に確保するため、1人1台端末整備完了後における端末更新費用や通信料等について、継続的かつ十分な財政支援を図ること。また、高校段階においても義務教育段階と同様、1人1台端末整備への支援を行うとともに、通信料等について必要な財政措置を講じること。更に、学校において感染症対策を徹底し、「密集」を回避するためには、児童生徒の間隔をとる必要があることから、少人数指導やスクール・サポート・スタッフ、学習指導員等の配置など、人的措置について、引き続き、令和3年度以降も財政的支援を行うこと。

2-2 新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域経済再生・活性化への支援について

令和元年東日本台風をはじめとする自然災害により、多くの中小企業等の施設や設備が被災し、甚大な被害を受けるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束がいまだに見通せず、地域経済を担う中小企業等の事業継続が危機に瀕している。

こうした中、各都県では国の「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」、「地域企業再建支援事業」及び「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」並びに「地域企業再起支援事業」の活用とともに、制度融資を用いた民間金融機関による無利子・無担保融資制度等により事業者支援に取り組んでいるところである。

また、第三セクター鉄道を含む地域鉄道やバス、タクシー等の地域の公共交通事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、利用者が著しく減少する中においても、日常生活の安定及び社会経済活動の維持のために運行を継続していることから、運輸収入が激減し、極めて深刻な経営状況に陥っている。さらに、テレワークの定着等により今後の移動需要の回復が見通せない中、感染症防止対策の徹底や新しい生活様式への転換などについても、果敢に取り組んでいく必要がある。

については、地域の中小企業等の感染拡大防止と事業継続や再起に向けた取組を支援するとともに、地域の公共交通事業者が今後も感染拡大防止を図りつつ、継続的に住民の日常生活における移動手段を維持確保し、地域経済の発展・成長を支えていけるよう、次の事項について特段の措置を早急に講じられたい。

- 1 中小企業の再起を促進する「地域企業再起支援事業」について、今年度における追加の予算措置を講ずること。

- 2 令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風によって被災した中小企業等の事業再建を支援する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)」や「地域企業再建支援事業」、「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、設備や建築部材等の納品の遅れにより、令和2年度内の事業完了が困難な事業者が見込まれることから、被災地域の復旧・復興及び地域経済の持続可能性の回復が図られるまで、必要な予算措置を講ずること。
- 3 都道府県制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資について上限額（現在4千万円）の引上げや利子補給期間の延長、信用保証協会への損失補償に対する財政措置を行うこと。
- 4 地域公共交通活性化再生法の改正に伴う制度設計にあたっては、地域の実情を踏まえた創意工夫が可能となる制度を構築し、手続きの迅速化・簡素化、さらには、持続的な運行を確保するための財政支援の充実を図ること。
- 5 第三セクター鉄道を含む地域鉄道事業者に対する感染症防止対策をはじめ、安全輸送設備等整備への支援や地方負担に係る地方財政措置について拡充を図るとともに、経営支援に資する新たな財政支援制度の創設を早急に講じること。
- 6 バス・タクシー事業者に対する感染症防止対策や生活交通の確保・充実に向けた支援制度の拡充や財政支援を早急に講じること。

2-3 雇用調整助成金及びテレワーク導入支援の柔軟な見直しについて

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、幅広い業種の事業者において、事業の継続と雇用の維持が深刻な課題となっている。従業員の生活を守るとともに、感染症収束後に事業活動を再び軌道に乗せるためには、雇用調整助成金を十分に活用できるようにすることが重要である。国においては、令和2年2月以降、感染症拡大の影響を踏まえ、支給要件の緩和や助成率の拡充、手続きの簡素化等の措置を段階的に講じてきた。しかし、感染症の収束の状況が見通せない中、業種によっては事業活動への影響が長引くことが懸念される。

一方、働き方改革の一環として都県でも推進しているテレワークについては、感染症拡大を受け、新しい生活様式を定着させていく中で、感染防止対策として導入する企業が増加している。

また、テレワークは新しい生活様式の定着のみならず、災害時の事業継続や移住・定住の促進、「子育てと仕事の両立」等の多方面に寄与するものであり、今後、企業における更なる導入促進が望まれる。

については、事業の継続及び雇用の維持並びにテレワークの普及促進を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 雇用調整助成金について、新型コロナウイルス感染症による経済への影響に応じ、特例措置が適用される緊急対応期間の更なる延長や助成金支給の更なる迅速化など、制度の柔軟な見直しをすること。
- 2 テレワーク導入支援について、希望する企業が確実に支援を受けられるよう、対象期間の延長など制度の柔軟な見直しや、

追加の予算措置を講じること。

2-4 医療機関の経営悪化に対する支援について

今般のコロナ禍において、首都圏等の医療機関はダイヤモンド・プリンセス号の対応を含めた初期段階から長期間にわたり新型コロナウイルス感染症対応に協力してきた。

こうした中、一般社団法人日本病院会などが実施した「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況緊急調査」によると、4月の医業収入は、全国平均で前年比▲10.5%、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関等においては▲12.4%、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていない医療機関においても、患者の入院並びに手術の抑制・延期や、受診控え、健診の中止等による影響から▲7.7%の減収となるなど、医療機関全般に深刻な影響が出ている。

このような状況を受け、国は、令和2年度第一次・第二次補正予算により、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる重点医療機関等に対して、総額1兆6,279億円にのぼる財政的支援を行っているが、医療機関等からは、包括支援交付金による空床・休床補償等の支援や診療報酬の増額だけでは不十分であるとの意見が多く寄せられている。

また、市町村からは、今後、経営悪化した医療機関が、従来から不採算部門となっている救急・周産期・小児医療を縮小することへの懸念が示されるなど、このままの状態を放置すれば、地域医療体制の崩壊につながりかねない。

については、地域医療体制を維持するために、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症患者をいち早く受け入れた医療機関を支援するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による設備整備や病床確保への支援について、令和2年1

月～3月の費用についても4月以降と同等の支援を行うこと。

- 2 入院・外来患者の減少等により、新型コロナ患者受入れ・未受入れにかかわらず、経営が悪化している医療機関の財政的支援を行うため、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額及び診療報酬の大幅な見直し等を行うこと。
- 3 不採算部門となりやすい救急・周産期・小児医療が、医療機関の経営悪化により縮小されることのないよう、早急に国庫補助制度の拡充を行う等、国が医療崩壊回避に向け、具体的な支援策を講じること。

2-5 感染症対策専門人材の養成・確保について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や今後さらなる未知の感染症の発生が危惧される中、感染拡大を未然に防ぎ、必要な対策や医療等を確実に提供できる感染症に関わる専門人材を地方自治体レベルで養成・確保することが急務となっている。

養成・確保が必要な専門人材は、感染症対策に関して高度な専門知識を有し、地域の感染症対策のリーダーとなる専門医、感染症に精通した感染管理認定看護師、感染症対策に関して十分な知識を有し、保健所などの実務で中心的な役割を担う職員である。

現在、日本感染症学会が認定している感染症専門医は全国に約1,500人いるが、地域偏在が大きく、人口10万人当たりの専門医の数では、都道府県間で最大25倍もの差がある。

(公社)日本看護協会が認定している感染管理認定看護師は、全国に約3,000人おり、各地の医療機関において、感染症対策の中心的な役割を担い、院内の感染防止など安定した医療の提供に向け活躍している。しかしながら、その資格を取得するためには、全国に9箇所の教育機関へ出向き、半年以上にわたって600時間を超える講義を受講する必要があるため、その間、派遣元の医療機関は代替職員を確保しなければならず、家庭を離れる看護師本人にとっても育児や介護等の観点から非常に高いハードルになっている。

また、地方自治体職員等を対象とした感染症に関する専門人材の養成プログラムは国が整備しているが、募集定員が少ないことや、研修派遣期間が長期にわたることなど、地方自治体にとっては活用しにくい状況にある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地域の感染症対策のリーダーとなる感染症専門医の養成に計画的に取り組むとともに、小規模自治体にあっても必要な人材

を確保できるよう、地域偏在の少ない人材配置の仕組みを構築すること。

- 2 感染管理認定看護師の資格取得にかかる負担軽減に向け、eラーニングの導入などを支援すること。

感染症に精通した専門性の高い看護師が多くの医療機関において活躍することができるよう、働きながら学べ、かつ修了により診療報酬加算が算定できる研修の拡充、感染管理認定看護師に準じる資格制度や診療報酬において感染防止対策に関する新たな加算の創設など、専門性の高い看護師のすそ野を広げ、活躍できる環境を実現するための制度設計を進めること。

- 3 保健所などの現場で感染症対策の実務を担う中核的な職員を養成する研修プログラムを設置するとともに、短期間のプログラムやオンラインコースの開設など、多くの職員が受講しやすい環境を整備すること。

2-6 ウィズコロナ、ポストコロナ時代における新しい働き方の定着について

新型コロナウイルスの感染拡大により、テレワークの活用・定着が進み、場所にとらわれず仕事ができるという認識が広まりつつある。緊急事態宣言解除後の6月から7月に実施した民間調査においても「テレワークを現在実施している」と回答した企業の割合は大企業で55.2%、中小企業で26.1%と、依然として高い水準にある。

こうした中、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行う「ワーケーション」が新しい働き方として注目されている。

また7月27日の観光戦略実行推進会議では「ワーケーション」や「サテライト・オフィス」等を新しい旅行や働き方のスタイルとして政府として普及に取り組む方針が示された。

長野県でも、「信州リゾートテレワーク」として、地域の特性を生かしたテレワーク環境の整備や体験イベントの開催を支援するなど、幅広く地域経済の活性化に繋がる取組を推進している。

ウィズコロナ、ポストコロナ時代における新しい働き方の定着は、感染リスクの低減、働き方改革及び観光需要の創出等につながる重要な取組であり、来夏に開催される東京2020オリンピックにおける首都圏の交通混雑緩和にも有効であることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 ワーケーションの普及・促進

- (1) 政府の一元窓口となる「ワーケーション推進本部（仮称）」を設置するとともに、ワーケーションの普及に向けたロードマップなど方針を示すこと。

- (2) 企業のワーケーションの導入のため、労務管理のあり方等
を示したガイドラインを策定するとともに、企業への周知を
図ること。

2 ワーケーション施設整備等への支援

宿泊施設、観光施設、コワーキングスペース及びサテライト・
オフィスなどでのワーケーション受入環境整備に対する補助金
や税制優遇などの財政支援を拡充すること。

3 情報通信基盤等の整備推進

テレワーク、WEB会議等を円滑に実施するためには、超高
速なインターネット環境が必要であることから、情報通信基盤
の整備に係る地方への財政支援に加え、国から通信キャリアに
対して、地方にもしっかりと投資を行い、4Gの不感エリア解消
及び5G基地局整備が前倒しされるよう強力に要請すること。

また、超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象
とするよう制度の見直しを速やかに行うこと。

2-7 防災・防疫対策等の推進について

昨年9月に関東地方を直撃した令和元年房総半島台風（台風第15号）では、暴風により発生した広域な停電が長期化するなど住民生活に大きな影響を与えた。

また、令和元年東日本台風（台風第19号）では、関東地方を中心に13都県で大雨特別警報が出され、記録的な大雨となり、複数の河川が氾濫するなど各地で甚大な被害が発生した。

東日本大震災後も我が国は様々な災害に見舞われており、地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

併せて、これまで国民は「防衛（侵略・テロから国民を守る）」と「防災（自然災害から国民を守る）」を国防と考えてきた。しかし、国の内外で猛威をふるうCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）を前にして、疾病から国民を守る「防疫」もまた、国民の生命・健康・財産、そして仕事・雇用を守る上で、防衛・防災と並ぶ極めて重要な国防であると痛感している。

今や、「防衛」・「防災」・「防疫」は国防の三本柱である。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進するとともに、防疫対策の充実が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 地震・風水害対策等の推進について

1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を中長期的な視点に立って、更に強力に進めていくため、地域の実情に応じた国土強靱化地域計画に盛り込まれた

事業の着実な推進が図られるよう、3か年緊急対策後においても引き続き、財政上の支援措置を講ずるとともに、要件緩和や対象項目の追加などの制度拡充と、必要な予算・財源の別枠による安定的確保を図ること。さらに、大規模自然災害発生時の首都機能維持のためのバックアップ体制の強化を進めること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するに当たり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体の実施する啓発に対して支援を行うこと。

- (2) 防潮堤・海岸防災林の整備や大規模建築物の耐震化などのハード対策、消防団等の地域防災力充実強化や災害対策用資機材の整備などのソフト対策、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。

- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化

すること。

- (4) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦体制の構築・継続、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充すること。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。
- (5) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える教材等の提供や講師の確保等の支援を行うとともに、啓発活動支援の推進を図ること。
- (6) 令和3年3月31日に期限が切れる「地震防災対策特別措置法」第4条の適用期間を延長すること。
- (7) 令和2年度で制度が終了する「緊急防災・減災事業債」について、令和3年以降も継続するとともに、対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図ること。

3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、地方公共団体が行う支障木の予防伐採に対する財政支援、無電柱化の推進、地方公共団体や事業者等における非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。

また、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を普及し、災害時も停電のない暮らしを実現するため、太陽光発電・蓄電池システムの価格低減を促す取組や外部への電源供給が可能な自動車への補助金の拡充などを推進すること。

4 災害時における物流体制の充実・強化

- (1) 発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑

に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。

- (2) 重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定にあたっては、地方の意見を十分に反映すること。また、災害時における被災地への支援物資輸送や、経済活動の継続性を確保するため、重要物流道路等の整備を含め、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築に資する予算を十分に確保すること。

5 避難所運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。
- (2) 障害者、高齢者及び妊産婦・乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、大規模災害時における全国的な相互派遣調整システムなど福祉人材の派遣に関するスキームの構築をすること。

また、福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症の発生リスクを抑え、避難者や利用者の健康を守るため、福祉避難所で受け入れを行うにあたって、特に注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施に要する経費については確実に財政措置を講じること。

- (3) 増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援の取組への支援策を講じること。
- (4) 避難所における感染防止対策を図るために有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。

また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の確保に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係団体に働きかけるとともに、避難所として使用する際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。
- (5) 避難所や在宅の避難者の二次的な健康被害の発生を防止する上で、保健活動や福祉支援は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置づけること。

6 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

7 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象は損害割合 30%

以上の半壊まで拡大される見込みであるが、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。

また、損害割合 20%台の半壊を含め、半壊全てを支援対象とするよう、引き続き検討すること。

- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。

8 風水害対策の充実・強化

- (1) 豪雨の激化や台風の大型化に対して、地方公共団体が実施する河川、下水道、海岸、砂防、ため池及び治山などの総合的な風水害対策を推進するため、施設整備・改築及び荒廃森林の整備などのハード対策や、ハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生の恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。

- (3) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図ること。
- (4) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人的支援等の充実強化を図ること。
- (5) 国立公園で発生した自然災害については、早期に利用再開が図られるよう、管理者である国が主体的に関係者間の調整を図るとともに、応急対応や復旧事業の実施、公園利用者への周知等を実施すること。

また、国立公園の多くを占める国有林において、治山事業や流木除去の実施など、適切な管理を国において積極的に行うこと。
- (6) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる中抜け区間等について、想定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理とすること。

9 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 火山噴火の予兆現象を的確に把握するため、常時観測火山における観測体制の充実・強化を図るとともに、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。また、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じること。
- (2) 火山研究人材の育成と確保を推進すること。
- (3) 避難計画の策定に当たっては、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を行うなど、計画完成までの継続的な支援を実施すること。

- (4) 噴火による広域かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画を作成すること。
- また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が生じることが想定されるため、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に進めること。
- (5) 住民や登山者等の生命を守るため、地方公共団体や民間が行う通信環境及び避難施設・避難路の整備、ハザードマップの作成、避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、技術的・財政的な支援の充実を図ること。
- また、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。
- (6) 以上の火山噴火対策について、国や地方公共団体、公共機関等の役割分担を明確にしつつ、計画的に事前対策を実施できるよう、火山噴火対策に関する法制度の充実を図ること。

10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。
- さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施している事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。
- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生

する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。

- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、U P Z外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避については、住民が安心して退避できるよう、その重要性や効果に関するデータを具体的に示すとともに、長期にわたる場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体

制の検証を行うこと。

- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、P A Z の内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示すこと。
- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 上記(1)～(7)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう、最大限の努力をすること。

II 防疫対策等の推進について

1 防疫に対する財政措置

我が国の防衛費は、GDPの1%を目安に財政措置が講じられている。

一方、「防疫」に関する医学的な研究をはじめとする防疫費については、必ずしも十分な資金が投入されているとは言えない。

国民の生命・健康を守るため、防疫に対し、十分な財政措置を講じること。

また、治療薬・ワクチンの早急な実用化及び今後発生する感染症にも備えた恒久的なバックアップ体制を整えるため、大規模な

基金を創設するなど、大胆な財政投入を行い、治療薬・ワクチンの製品化について支援すること。

2 防疫体制の整備等

今般の新型コロナウイルス感染症をはじめとする防疫業務に的確に対応するには、水際対策及び拡大防止策が重要であり、国の強いリーダーシップによる防疫体制の整備が必要であることから、現在の国の組織を改正し、省庁横断的な対応を可能にすること。

併せて、感染拡大の前段階での迅速な対応を可能とするため、感染症対策に関する専門知識を持つ職員を増強し、国内外の感染症の発生動向を常時監視するとともに、リスクを評価すること。

また、広く国民に症状に応じた適切な感染症医療を提供するためには、医師、看護師をはじめ、全ての医療従事者が感染症医療に精通する必要がある。また感染状況によっては、従事者が不足する地域も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。

さらに、感染症対策の検討や医学的知見の蓄積などにおいて中心的な役割を担う機関の設置といった都道府県独自の取り組みへの財政支援についても十分配慮すること。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症対応では、国と地方の役割分担や私権制限などについて課題が指摘されている。これらの課題に対応するため、感染症に対する国の基本的な対応方針や理念なども盛り込んだ感染症に関する基本法の整備等を検討すること。

3 防疫対策を踏まえた国土の形成

今般の新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し、持続的に成長できる「新次元の国土」を形成する必要性を認識したところである。

そこで、自然と共生する新たなライフスタイルの構築や、地域の魅力や活力を高める環境整備を着実に進めるなど、都市と地方が共に輝く国土の形成に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。

3 医師確保対策について

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県に医師確保計画の策定を義務付け、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置が講じられ、都道府県は地域の実情を踏まえた医師の偏在対策に主体的に取り組むことと規定された。

国は、医師需給推計により 2029 年頃に医師総数は均衡するとしているが、その前提としている現在の医師養成数の水準について検証する必要があるとともに、医師の働き方改革や女性医師数の増加、さらには医療の専門化及び高度化等、医師の勤務環境については先行きが不透明な状況にあることから、医師需給推計については、これらの状況をよく反映させた条件設定の下で再度検証を行っていく必要がある。

仮に、全国的な医師総数が充足したとしても、医師の勤務地・診療科の選択と地域医療の確保との調和を図るという構造的な問題の解決や、現場の実態を踏まえた医師確保が行われなければ、地域間の偏在や診療科間の偏在の解消などの医師不足の問題の解決には繋がらない。

また、今般の新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症によるパンデミックが発生した場合に、人口が多く急激な感染拡大のおそれがある都市部や深刻な医師不足の状況にある地方においても医療現場を崩壊させることなく適切な医療を提供できるよう、医療従事者を養成・確保する必要がある。

については、医師不足の問題を解消し、全ての住民が安心・安全な医療を受けられる体制の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 医師需給推計については、算定方法や基礎数値を明らかにするとともに、医師の勤務環境等の状況の変化に加え、新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できる体制整備についても考慮した上で、再度検証を行うこと。その上で、医師確保にあたっては、単に地域間の医師の奪い合いとならないよう、医師数全体の底上げを図ることとし、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、臨時定員を含む医学部定員を確保すること。

また、医師不足が顕著な地域や医学部定員が少ない地域において、医学部新設や既設医学部の定員に係る規制を緩和し、地域の実情を踏まえた医師確保対策を充実させること。

なお、医学部新設にあたっては、医師偏在を助長することがないように、設置者に対し適切な指導を行うこと。

2 専門医養成募集定員のシーリングや臨床研修制度の権限移譲等の地方への影響が大きい制度改正については、制度の本来の目的を踏まえつつ、地域や診療科の偏在の是正にも資するよう、医師法の規定及び趣旨に基づき事前に都道府県の意見を聞くとともに、迅速かつ継続的な見直しを行うこと。

3 地域及び診療科の医師偏在解消に向け、医師が少ない地域や過重な負担がかかる地域の拠点病院の勤務医のほか、政策的ニーズの高い又は高度な医療技術を必要とする医療分野に対する診療報酬（ドクターフィーの導入など）を含めたインセンティブの設定や、将来の医療需要を踏まえた診療科毎の定員や専門医養成定員の設定といった実効的な制度の創設など、国が医師偏在対策を主体的に検討するとともに、地域医療介護総合確保基金の充実など、都道府県が地域の実情に応じた柔軟な医師確保対策を行えるよう、国が責任を持って支援すること。

4 新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できる体制を整備するため、都道府県が地域の実情に応じた感染症対策に必要な医師の確保を行えるよう、国が、感染症が拡大する地域等に対し、地方と連携しながら、専門職を派遣し、現場を支援する体制（感染症版DMATや医療版TEC-FORCE等）を拡充すること。

併せて、感染症対策の検討や医学的知見の蓄積などにおいて中心的な役割を担う機関の設置といった都道府県独自の取り組みを進められるよう、必要な体制整備への支援についても十分配慮すること。

4 プラスチックごみ削減について

近年、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。1950年以降、世界で生産されたプラスチック類は83億トン超で、63億トンがごみとして廃棄されたとの報告がある。

また、毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているという試算もある。

さらに、2017年末の中国をはじめとする外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止措置等の影響を受けて、国内における廃プラスチック類の処理が逼迫している。

このため、国では、2019年にプラスチック資源循環戦略を策定し、実効的なプラスチック資源循環や海洋プラスチック対策等について、国民各界各層との連携協働を通じて目標の達成を目指し、必要な投資やイノベーションの促進を図るとしている。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大以降、テイクアウト用容器等ワンウェイプラスチックのニーズが増加傾向にあると考えられ、プラスチックごみの排出量増加が懸念される。

については、プラスチックごみ対策がより一層推進されるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 プラスチックの生産から流通、消費、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた資源循環を国が主導して構築するとともに、次のような仕組みを整備すること。

(1) 国又は地方自治体が、事業者に対し、ワンウェイプラスチックの使用削減に向けた指導・助言等を行うための法的裏付け

- (2) 容器包装リサイクル制度を実効あるものとするため、具体的な国の削減目標と削減スケジュールを設定し、全ての関連事業者に定期報告の義務を拡大するとともに、定期報告を公表する制度を導入すること。
- 2 内陸県と沿岸都県とが連携して広域的な海洋ごみ発生抑制対策を継続して推進するため、海岸漂着物等地域対策推進事業などの財政支援を拡充すること。
- 3 セルロースナノファイバー、改質リグニンなど、森林整備の推進にも貢献する木材由来のプラスチック代替素材の技術開発・転換促進を図ること。

5 重度障害者を受け入れるグループホームの整備推進及び職員配置加算の充実について

障害者入所施設の入所者について、国は、地域生活への移行を推進する観点から、第5期障害福祉計画に係る基本指針において「平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行すること」を目標としている。

そのためには、重度障害者に対応したグループホームの整備を積極的に推進する必要がある。

しかし、現行の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、補助基準上限額が低く、上限額を超える建設費は事業者が負担している。また、重度の障害者に対応する設備設置に係る個別の加算制度もない。

さらに、重度の障害者への介助には知識や経験の豊富な職員の手厚い配置が必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について、補助基準額の上限の引き上げを図るとともに、重度の障害者に対応するために設置する設備等（車いすに対応するためのスロープの設置や廊下幅の確保、特殊浴槽、自家発電設備の設置等）に対する加算を創設すること。
- 2 利用者の支援に必要なスキルを持った職員を適切に配置するため、職員の配置に関する基準を見直すとともに、加算の充実を図るなど、グループホームの運営体制を適切に評価した報酬とすること。

6 産業廃棄物の不適正保管と土砂等の不適正な埋立てへの対応について

解体工事業者が、家屋解体工事等に伴い生じた廃棄物を長期にわたって自社の資材置場等に大量に保管する不適正保管事案は、景観を破壊するのみならず、火災、悪臭、害虫発生等の温床になる潜在的な危険性をはらんでおり、不法投棄と同様に、大きな社会問題となっている。

このような不適正保管事案については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理基準違反として、行政指導や改善命令により対応しているところである。

しかしながら、産業廃棄物処理基準違反は、不法投棄のような直罰規定がなく、また、改善命令違反に対する罰則は、必ずしも重いものとはいえないため、十分な抑止力となっていない。

さらに、建設工事等により発生する土砂等については、その運搬や埋立て等の処理について規制する法律がないことなどから、土砂等が不適正に野積みされて、崩壊の危険性が発生し、あるいは高アルカリ性を呈するなど、周辺水域への影響が懸念される事例が見受けられる。

このため、県や市町村は、「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（いわゆる「残土条例」）を制定し、埋立て等に用いる土砂等の性質や施工方法などを規制しているが、土砂等は県域を越えて流通している上、条例で定めることのできる罰則では、不適正な事案に対する十分な抑止力となっていない。

については、廃棄物の不適正保管事案や土砂等の不適正な埋立て等から生活環境を保全し、災害を防止するため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

1 産業廃棄物の不適正保管の厳罰化について

産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対する罰則規定についても、十分な抑止力となるよう罰則を強化すること。

2 土砂等の適正管理のための法制度の整備について

- (1) 土砂等の搬入、埋立て等については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。
- (2) 不適正な処理を行った者に対する抑止力をもった罰則規定（法人重課を含む。）を定めること。
- (3) 不適正な処理に対して迅速に行為の停止や改善を指導するため、行為地等への立入検査等の必要な権限に関する規定を定めること。